

# 処 分 基 準

B - g - 2  
平成29年2月10日作成

法 令 名 :	警備業法
根 拠 条 項 :	第22条第7項
処 分 の 概 要 :	警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
原権者(委任先) :	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め :	警備業法第3条第1号から第6号まで(警備業の要件) 同第22条第2項(警備員指導教育責任者資格者証の交付)
処 分 基 準 :	警備業法第22条第7項各号のいずれかに該当し、警備員指導教育責任者として不適当であると認められる場合には資格者証の返納を命ずることとする。 ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明らかに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 い 合 わ せ 先 :	警察本部生活安全総務課警備業係 (052-951-1611 内線3283)
備 考 :	